

## ○給付費資金の請求方法等について

〔昭和60年9月20日地基経第20号〕  
各支部事務長あて経理課長

第1次改正 昭和61年9月16日

第2次改正 平成7年7月17日

第3次改正 令和元年5月1日

このことについては、従来、昭和44年6月9日付地基総第298号「給付費資金の請求方法等について」によって処理されてきましたが、支部における給付費支給の現状にかんがみ、資金送金の合理化を図るため、昭和60年10月以降は下記によって処理することに改めましたので、誤りのないようお願いします。

なお、各支部におかれましては、給付日ごとの資金所要額をできるだけ的確に把握され、必要最少限度の金額について、期限までに必ず請求下さるよう特段の御配慮をお願いします。

### 記

#### 1 請求期限

- (1) 当月5日 給付日が当月10日から当月23日までのもの
- (2) 当月19日 給付日が当月24日から翌月9日までのもの ((3)を除く。)
- (3) 当該月の前月25日 年金たる給付の支払日が1日から9日までのもの

#### 2 請求額

各支払日に必要な給付費（補償費及び福祉事業給付費の合計額）資金所要額（10万円単位）

#### 3 給付費資金請求書（様式）

別紙のとおり

#### 4 送金日

- (1) 当月 10 日 請求期限が当月 5 日のもの
- (2) 当月 24 日 請求期限が当月 19 日のもの
- (3) 当該月 1 日 請求期限が当該月の前月 25 日のもの

注 1) 上記の送金日が銀行休業日に当たるときは、その直前の銀行営業日に送金する。

2) 急施を要する場合は、上記の送金日以外の日に送金する。

#### 附 則

この取扱いは、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(別紙) (第3次改正・一部)

給付費資金請求書

年 月 日送金分

区分		支払所要額 A	資金残高 B	差引額 A - B	送金請求額	支払所要額のうち年金支払相当分	備考
普通補償経費	給付費						
特別補償経費	給付費						

(注) 「送金請求額」は、「差引額」の100千円未満の金額を切り上げ、100千円単位とすること。  
上記のとおり請求します。

年 月 日

地方公務員災害補償基金理事長 殿

支部長

印